

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和元年12月12日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪
委員 小泉 周司 委員 寺門 厚
委員 古川 洋一 委員 中崎 政長

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
次長 飛田 良則 次長補佐 横山 明子

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上と発言者)

副市長 宮本 俊美 教育長 大縄 久雄
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 石井 宇史
保健福祉部長 川田 俊昭 社会福祉課長 生田目 奈若子
社会福祉課長補佐 秋山 雄一郎 こども課長 大森 晃子
こども課長補佐 住谷 孝義 菅谷保育所長 工藤 裕子
介護長寿課長 藤咲 富士子 介護長寿課長補佐 大内 正輝
保険課長 先崎 民夫 保険課長補佐 鈴木 伸一
健康推進課長 加藤 裕一 健康推進課長補佐 玉川 祐美子
教育部長 高橋 秀貴 学校教育課長 小橋 聡子
学校教育課長補佐 会沢 実 指導室長 沼田 義博
学校給食センター所長 荻津 厚緒
生涯学習課長 高安 正紀 生涯学習課長補佐 萩野谷 智通
スポーツ推進室長 柴田 真一 図書館長 平野 玉緒

会議に付した事件

- (1) 議案第68号 専決処分について(令和元年度那珂市一般会計補正予算(第3号))
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第72号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算 (第 4 号)
- …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第 81 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第 84 号 令和元年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 86 号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について
- …原案のとおり可決すべきもの
- (9) 第 2 期那珂市子ども・子育て支援対策計画について
- …執行部より報告あり
- (10) 那珂市いのちを支える自殺対策計画について
- …執行部より報告あり
- (11) 学校給食の改定について
- …執行部より報告あり
- (12) 調査事項について
- …報告書案を検討、調査完了

議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 皆さん、おはようございます。

本日の教育厚生常任委員会にご参集いただきまして、まことにご苦労さまでございます。令和元年、そして、いのしし年としての教育厚生常任委員会はこれが最後となります。皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日どうぞよろしくお願いたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席者はありません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開催いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会への出席ご苦勞さまで。また、宮本副市長におかれましては、連日、委員会への出席お疲れさまで。大変お疲れのような感じですので、体に十分注意してください。

筒井委員長、そして富山副委員長を交えてのこの教育厚生常任委員会も、本日が最後の審議となります。今、市内でも小学校などはインフルエンザが流行して学級閉鎖になっているところもありますけれども、健康には十分注意をしていただいて、過ごしていただければと思います。

本日の審議については、議案8件、委員会関係が4件となっておりますので、慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めて、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会、皆様にはご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。ただいま議長からねぎらいの言葉をいただきまして、ありがとうございます。しっかりきょうも頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、執行部から補正予算をはじめ議案8件、その他報告案件3件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

まず初めに、議員の皆様にお礼申し上げます。9月29日から10月3日まで行われました国体馬術競技に関しましては、議員の皆様のご支援、ご理解のもと、そして多くの皆様のボランティアによるご協力によりまして、無事終了することができました。改めてお礼と感謝を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第68号 専決処分について（令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後で各担当課への質疑を行うこととします。

では、初めに、財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか担当職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページ、議案第68号をごらんください。

議案第68号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚お開きください。

令和元年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正になります。

変更として、災害援護資金貸付金、補正後、限度額1,750万円。起債の方法、利率、償還方法については補正前と同じでございます。

7ページをお願いいたします。

下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,684万9,000円。

9ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、3目保健体育施設現年災害復旧費1,013万9,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小泉委員 学校給食センターの単独災害復旧事業ですが、修繕料となっております。修繕の内容について教えてください。

学校教育課長 学校教育課です。

今回の台風で雨漏りの被害が8カ所発生しております。調理場内で5カ所、事務室、会議室など事務棟のほうで3カ所です。こちらの雨漏り修繕になります。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますか。

副委員長 それに付随してなんですけれども、給食センターというのはもう何年ぐらいの年数たたれているのかちょっと教えていただけたら。

学校教育課長 平成6年度に稼働開始しております、築25年経過しております。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 68 号は原案のとおり承認すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 それでは、一般会計補正予算の 1 ページをごらんください。

議案第 80 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算(第 4 号)についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、下から 7 つ目の菅谷東・菅谷西学童保育所仮設舎賃借とその次の総合保健福祉センター指定管理の 2 つと一番下、教育支援センター自家用電気工作物保安管理業務から 7 ページになります、最後の総合公園自家用電気工作物保安管理業務までの 14 件、計 16 件となっております。期間につきましては、令和元年度から令和 2 年度までが 9 件、4 年度までが 4 件、5 年度までが 2 件、6 年度までが 1 件となっております。

13 ページをお願いいたします。

中段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 20 万円、2 目高齢福祉費 205 万 5,000 円、3 目障害福祉費 8,700 万円、8 目介護保険費 148 万 2,000 円。

14 ページをお願いいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 92 万 3,000 円、2 目児童措置費 4,814 万 1,000 円。

15 ページになります。

3 款民生費、3 項生活保護費、2 目扶助費 2,000 万円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 108 万 4,000 円。

17 ページをお願いいたします。

下段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費 226 万 6,000 円。

18 ページをお願いいたします。

4 目教育支援センター建築費 52 万 1,000 円。

9 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費 31 万 8,000 円。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 39 万 7,000 円。

19 ページになります。

2 目教育振興費 198 万 9,000 円。

20 ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費 320 万円。

21 ページをお願いいたします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,859 万 6,000 円。こちらは全てこども課所管の各事業の精算金となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 17 ページの障害児学習活動支援事業の臨時雇賃金なのですが、これは増員ですか。

学校教育課長 当初予算見積りより 2 名増員しております。現在 30 名になっております。

以上です。

古川委員 その 2 名増員の理由というのは、年度途中ですけれども、何か理由があるんですか。

学校教育課長 個別の支援が必要な児童がふえたということです。1 人はひまわり幼稚園、もう 1 人は五台小学校に配置しております。

以上です。

古川委員 わかりました。

ということは、その年度が始まってみないとわからないことだったということですよ。

学校教育課長 そのとおりです。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

中崎委員 6 ページの総合福祉センター指定管理費、これはシルバー人材センターへ頼んでいるものですか。

健康推進課長 健康推進課長、加藤でございます。

こちらは総合保健福祉センターの管理を指定管理としまして、社会福祉協議会へお願いするものでございます。

中崎委員 4 年間、令和元年から令和 4 年まで、これ月にすると大体 23 万ぐらいかかるんだ

けれども、そのぐらいはかかっちゃうのかな。

健康推進課長 こちらの指定管理につきましては、光熱水費と総合保健福祉センター全ての管理において委託として社会福祉協議会にお願いするものでございますので、そのぐらにかかるものです。

委員長 そのほか質疑ございますか。

寺門委員 15 ページの民生費、生活保護費ですね。補正額 2,000 万円ということなんですけれども、医療扶助ということで、これは内容と、発生の理由についてちょっとお伺いします。

社会福祉課長 社会福祉課になります。

こちらにつきましては、被保護者のほうの医療費の増ということになりますけれども、一つこれということではないんですけれども、脳血管疾患や心疾患、がんでの入院件数のほうが例年に比べて多かったというところと、後はリウマチ等での新薬の使用のほうが多かったというところになります。

以上です。

寺門委員 これは人員的にはどれぐらいの方がというのはわかりますか。

社会福祉課長 入院のほうは 22 件になります。

古川委員 すみません、もう一つ、18 ページの関東大会等出場派遣費補助事業、これはどんな状況ですか。

学校教育課長 本年度の実績 2 件になっております。内容を申し上げますと、那珂二中の女子陸上、高跳びが 1 件、那珂四中の男子バスケットで 1 件。

以上です。

委員長 そのほかございませんか。

副委員長 この 7 ページなんですけど、自家用電気工作物保安管理業務とありますが、これどういうことですか。

学校教育課長 受変電設備の定期点検の費用になります。

以上です。

副委員長 あともう一つ、スポーツ教室業務委託って、これどういうことをやられておりますか。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の柴田です。

こちらにつきましては、大人の水の中でのエアロビ、アクアと呼ばれるものと、あと、ジュニアテニス教室、それとエアロビクス教室になります。

小泉委員 6 ページの菅谷東・西学童保育所の仮設舎賃貸借なんですけど、これは今まであったもののその継続ということでしょうか。

こども課長 こども課です。

そのとおりです。菅谷東学童、それから菅谷西学童には仮設舎としてプレハブを増築し

ておりますが、そのリースの延長ということになります。

小泉委員 私、プレハブだからだめというふうには思っていないんですが、このあたり、子供が入っていて、保護者のほうからプレハブじゃなくてきちっとした建物でとか、そういう要望等は今のところないんでしょうか。

こども課長 今のところございません。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 80 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 80 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 17 分)

再開 (午前 10 時 18 分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席しております。

学校給食費の改定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の小橋です。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

では、資料のほうは常任委員会資料の 25 ページになります。

学校給食費の改定について。

近年の食材料費の上昇を受け、今後学校給食を適切に実施できるよう、現行の額を改定し、適正な学校給食費を設定するものです。あわせて、教育の推進と子育て支援を目的として、市費の補助を導入するものです。

本件につきましては、9 月議会の際に値上げを検討しますということで、一度ご報告を申し上げておりました。今回はその結果を報告するものです。

1 番、学校給食費の改定の目的です。

近年、主食類を中心に食材料の価格が上昇し、保護者から徴収する学校給食費で食材を賄うことが年々困難になってきております。一方で学校給食は、学校給食法の規定に基

づき学校給食実施基準が定められており、それにより栄養の摂取基準をはじめ地場産品や郷土料理を含め多様な食に触れる等の食育に資するよう適切に実施することが求められています。学校給食を適切に実施するための財源を確保することで、栄養のバランスや食の多様性が確保された安全安心で魅力ある学校給食を提供し、もって児童生徒の心身ともに健全な育成を促すため、適正な学校給食費を設定するものです。

2番です。学校給食費の改定に係る検討の経緯です。

7月から10月にかけて、こちらに記載した関係機関や関係者に対し、順次、改定の必要性について説明をしてまいりました。その後、学校給食の適切な実施に必要な経費について試算をし、その試算の結果が出たところで10月24日、市政策幹部会議において、改定額と市費補助の方針について審議をお願いいたしました。

11月5日、庁議において、政策幹部会議の審議を踏まえて方針が決定されました。

最後、11月12日に教育委員会定例会において報告し、承認を受けたというのが今回の検討の一連の経緯になります。

3番、学校給食費に係る市の方針についてです。庁議で決定された内容になります。

(1) 学校給食費の月額が500円の増額改定とするということになりました。これにより小学校は4,600円に、中学校は5,000円にそれぞれ値上げとなります。それと同時に(2) 教育の推進と子育て支援、保護者の負担の軽減です。これを目的として市費の補助を導入することとなりました。補助額は増額する500円のうち300円とし、残り200円を保護者の負担とします。これで保護者の負担額は、小学校は4,300円、中学校は4,700円となり、実質的な値上げ額を200円に抑えることができました。

ここで改めて改定額の500円について、決定の経緯とその根拠をご説明したいと思います。

次のページです。

4番、改定額決定の経緯です。

学校給食費の改定額をいくりにするか、政策幹部会議と庁議で審議いただくに当たり、私どものほうから学校給食費の現状と課題を説明し、それを改善するためにこれだけ必要だということで試算を提示しました。その内容がここに記載したものになります。

まず(1)の現状と課題ですが、食材料費の上昇を受け、学校給食センターでは予算の節約に努力してまいりました。しかしながら、それにより、ここに記載したような影響が出てしまっております。簡単に申し上げますと、安価な食材の使用や1食当たりの量の削減で給食の質に影響が出始めてしまっている。また、冷凍野菜等の加工品は外国産の使用が多くなっている。また、リクエスト給食を中止するなど、食育の機会が減少している。こういった内容で、このような現状を具体例を交えて説明をした上で、(2)の表のとおり課題を改善し、学校給食を適切に実施するために必要な額を提示いたしました。

長くなりますので、項目ごとの説明は省略しますが、センターの栄養教諭とともに改善すべき内容を一つ一つ円単位で積み上げていった結果、表の一番下にあるとおり、約2,400万円が必要だという結果になりました。これを1人一月あたりにすると約500円ということになり、これが今回の改定額の根拠です。政策幹部会議や庁議においては、この金額を必要額として妥当であるという判断をいただいた上で、保護者負担を勘案して市の政策として公費補助を導入するという決断をいただきました。

以上が今回の方針決定の経緯となります。

最後、5番、今後のスケジュールです。

本日の教育厚生常任委員会の報告を終えましたら、学校長会や保護者、それから学校給食センター運営委員会へ周知や報告をし、規則の一部改正を経て令和2年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上です。

委員長 学校教育課からの説明をいただきました。

委員のほうから質疑ございませんか。

寺門委員 事前に学校長会及び保護者に対し改定の趣旨について説明ということで説明をされていると思いますが、学校長会、それから保護者については、保護者の方はどの段階まで説明されたのか。説明した中で、要望点とか、いや、これはもう少し何とか考えてほしいですとか、いろんなご意見があったと思うんですけれども、要約してどういうことがあったのかちょっとお知らせいただきたいんですが。

学校教育課長 保護者に対しましては、まずPTAの役員、こちらに対しまして、学校長から各学校で説明をしてもらいました。内容としましては、先ほど申し上げたような食材料の上昇を受けて、給食センターでは大変な苦勞をしているというところで、やはり学校給食の内容を充実するためには値上げが必要だということで、教育委員会では値上げを検討しているということを説明してもらいました。

PTAの役員からは、ほとんどは学校給食が充実するならば値上げは仕方がないでしょうという理解をいただけるような意見が大半でした。ただ、中には、やはり保護者の負担を考えて、行政がもっと努力してはもらえないだろうかという意見もいただいております。このように各学校からPTAの役員へ説明が終わった後、10月30日付の通知を全保護者に対しまして教育委員会から発送しました。同じように食材料費の高騰があると。それから、学校給食費が足りていないという現状で、値上げを検討しますという内容です。

以上です。

寺門委員 わかりました。

おおむね妥当だというご意見があったということなんですけれども、話については、内容は理解できますが、これ食材だけの話ですよ。トータル的に考えて、コストは多分、

消費税も上がりますし、その他光熱水費、人件費等々も含めるとかなり上がってくると思うんですけども、その辺は、食材費だけにスポットを当ててということにはなっているんですけども、今回は。その辺はどういうふうを考えているんでしょう。

学校教育課長 学校給食を提供するに当たっての経費なんですが、食材料費とそのほかの施設、人件費とか光熱水費とかですね、施設を管理運営する経費というのがあります。学校給食法の中で食材料費は保護者負担ということで、これに基づいて学校給食費を徴収しております。その他の経費は市が、設置者が負担するということで、私どものほうで予算計上していると、一般財源で計上しているという内容です。

今回、食材料費の上昇ということなので、まさに学校給食費を財源とするところなので、学校給食費の値上げということで検討を続けてきたという状況です。

以上です。

寺門委員 トータルで検討も含めて考えているということなんですけれども、この 200 円の負担について、保護者から、これについては、先ほどはおおむね云々という話があったんですけども、いや、ちょっとそれは勘弁してよというようなご意見はなかったんでしょうか。

学校教育課長 保護者へ説明した時点では、金額の提示はしておりません。あくまでも今後検討を開始しますという段階での説明でございました。ただ、今回、結果的には 500 円という大変大きな金額が必要経費として出ました。これについて私どもも全額を保護者負担にするのは大変心苦しいところだったんですが、おかげさまで公費を半額以上の 300 円ということで導入していただくことになりました。こういう経緯を説明していくことになるんですが、保護者の方には何とかご理解いただくような方向で説明したいと思っております。

以上です。

寺門委員 ということは、500 円は間違いなく値上げは必要ですよというのはお話はされて、保護者の方は、その値上げについては必要なんだなというのは理解されたということですよ。そういうことじゃないですか。

学校教育課長 金額の提示はしておりません。これから検討しますというところで、今回、報告をした後に、年明けから具体的な説明をしてまいります。そのときには丁寧な説明をしたいと心がけます。

以上です。

寺門委員 500 円というおおよその話もしていないということですね、金額的に一切。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

寺門委員 わかりました。

ということは、とりあえずその値上げが必要なんですよという訴えはしましたと。保護者の方はわかりましたということだけですよ。もうちょっと詳細な話をしてほしいかと

たなというのは思うんですけどもね。その辺はどうなんですか。

学校教育課長 私どもとしては、丁寧な説明を心がけたいと、そういう思いでこのスケジュールを組んできました。やはり保護者の方には、いくらと決まった時点ではなく、こういう現状なんだ、検討が必要なんだ、その時点でまずは説明をしたかったというところでスタートしたところです。

以上です。

寺門委員 ということは、500 円、金額は一切言っていらっしゃらないんで、どれぐらいというのは保護者の方もわからないわけですよ。これが保護者が想像するには、それぞれ勝手に皆さん想像していると思いますので。その辺はちょっとどうなのかな、もう少し詳しい説明が欲しかったなという気がしますけれども、この辺で終わりに……。

学校教育課長 おっしゃるとおり金額の提示はしていません。今後のことになりますが、ただ、500 円ふえることで本当に私どもが目指す適切な学校給食が実現できるというところで、子供たちを考えれば、もう本当に十分な結果が出たなということで思っております。

さらに、500 円の値上げではなく、実質的に値上げされるのがうち 200 円なので、このあたりはぜひご理解いただきたいという思いで今後説明をしてみたいです。

以上です。

中崎委員 私はこれ、市の執行部でね、500 円ぐらいは必要だと。これ、市費を投じるよりは 500 円を上げちゃったほうがよかったんじゃないかな。次の値上げのときには市の財政で負担すると。これ 200 円上げるためにこれだけのあれをやって、父兄にきちっと説明しなくちゃならない。父兄は、月 200 円か。我々がここで食べる御飯が 1 食大体 500 円です。それで、私ども給食センターへ行って給食を食べています、自分で払って、200 円か 300 円だっけ。あれではちょっとかわいそうだなと、動き盛りの中学生あたりのカロリーを見て、我々が宴会で食べるあれとはちょっとレベルが違うと。動き盛りの子供たちが、あれだけの給食、お昼で間に合うのかなと、そういうふうに思います。だから、この市で出した 500 円というのは当然のことだと思います。

ただ、200 円の値上げで済ませちゃうのが私はどうかと思う。500 円なら 500 円、しっかりもう父兄に説明するんなら、1 回して、理解をしてもらって 500 円上げて。市はその後、次の段階で、値上げするようになっちゃいましたけれども、今回は市が負担しますと。そういうふうな感じのほうがよかったんじゃないかと思えますけれども、私の考えです。

古川委員 そうしますと、今後の予定として、学校長会もそうでしょうけれども、保護者への通知というのは決定通知ですよ。ということは、検討の余地はもうないんですよ、そこではね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

古川委員 わかりました。

それとすみません、もう1点。

改定額決定の経緯の中にある課題が、丸でいう3番目の冷凍野菜、缶詰や云々という、安価な外国産を使用ということで、確かに国産とか地産地消とか、そういうのも必要だとは思いますが、外国産というのは何か質的には悪いんですか。

学校教育課長 決して質的に悪いというものではありません。やっぱり中国産というのがちょっと私たちも課題なので、中国産は一切使っていません。主にタイ産になります。確かに国産、この加工品は国産が非常に高価です。価格差からいうと3倍から8倍という、物によっては開きがございます。私どもも外国産を使用するに当たって、安易には使用しておりません。やっぱり卸業者を通して現地の工場の状態とかもちゃんと聞き取りをした上で食品を選んでおります。

以上です。

古川委員 ありがとうございます。

もう1点、給食費の話をする、私必ず言うというか、思い出しちゃうんですけれども、学校給食会の存在がどうしても気になってしまうんですけれども、そういうのは今回の値上げには一切関係ないんでしょう。

学校教育課長 学校給食会は、御飯、パン、麺等の主食類をそこから供給してもらっている、そのほかにも冷凍、加工品等も納めてもらっています。食材料を納めてもらっている一つの事業体という認識で私たちはいます。

以上です。

副委員長 この値段設定というのは、多分いっぱい努力して一生懸命やられているというのがよくわかるんですけれども、これ多分、近隣市町村なんかも同じような状況の中でやられているんですか。知っている範囲で結構です。

学校教育課長 今回、私どもこの500円を増額することで、給食の内容を充実するという見通しが立ちました。近隣では、県内では6市町村あたりが今年度中に改定を予定しているという話を聞いています。そのほか44市町村ありますが、ほとんどは検討していないという状況で。ただ、どこの市町村も、この食材料費の上昇は同じような条件ですので、どこも苦労しているという現状はあります。私どもと同じように節約を重ねているところは内々に話は聞いております。

以上です。

副委員長 その際の単価のこの設定なんですけれども、4,500円ぐらいから5,000円ぐらいの間というのは、やっぱりどこも同じような感じですかね、わかる範囲で。

学校教育課長 近隣で申し上げますと、中学校で申し上げますと、水戸市が4,500円、ひたちなか市が4,600円、後は県北地域は特に子育て支援というところに力を入れているので、半額補助であったり、大子町なんかは全額補助ということで。公費を入れているところは実際大分あります。

以上です。

小泉委員 この計算でいくと、300 円の市の負担ということは年間 1,500 万ぐらい市が負担するという計算で間違っていないでしょうか。

学校教育課長 今回の補助は、児童生徒のみで教職員は対象外です。なので、約 3,900、4,000 人弱になりますので、約 1,300 万円を予定しております。

以上です。

小泉委員 この検討をして丁寧に説明していく中で、価格と、議会にかける前に保護者に伝えていいのかとかいろいろ葛藤はあったんじゃないかなと私は思います。なので、非常に難しいところだと思いますが、こういう方向で進んでいるんですよということを説明していただいたというのは、私は非常に丁寧に説明をしていただいたのかなというふうに捉えております。

それからもう一つ、給食費は、法律で材料費は保護者負担というふうになっているわけですから、やはりこの部分をしっかりと保護者の方には理解していただくことが必要で、500 円という金額はその中で出てきた金額ですから、私はこの金額はしようがないというふうに思います。その上で、やはり市が 300 円負担するということもしっかりと伝えてほしいなと思うんですね。200 円の値上がりですということではなくて、保護者負担の部分で 500 円なんですよと。そのうち市が全体で 1,300 万の負担をすることで 200 円に抑えていますという伝え方をぜひしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 ご指摘のとおりかと思えます。私どもも今年度、この学校給食費の改定を進めるに当たって、市が今でも補正予算等で一般財源を入れているというところは、「広報なか」を通して特集記事なども組んだ中で、できるだけ周知ということを考えてまいりました。あと、今回の件につきましては、市がさらに補助をすると。これは子育て支援、教育の推進だということところは、例えば「給食だより」であるとか、今後、2月、3月号の「広報なか」でもまた特集を考えていますので、そういうことでトピックス的に広報するほかに、ずっと継続して給食費のことは周知していきたいと考えております。

以上です。

寺門委員 私も 500 円の値上げについては保護者負担でもいいのかなということを考えております。これは、ただ、段階を踏んで、先ほど中崎委員もおっしゃっていたように、200 円上げて、それから 300 円というような順序がいいのかなというふうに思っています。というのも、なぜ妥当かという、大体今まで3年間見ましても、補正で 1,000 万ぐらい毎年組んでいましたよね。その分で大体財源は充当できるなということがありますんで、それはそれとして素直に子供たちの給食がおいしくて、栄養的にも十分で、デザートも出て楽しいなというふうになればいいなというふうに思います。

それで、これから説明をされるということなんですが、先ほど学校長経由で保護者に説

明をされたというふうにお聞きしました。これはぜひ学校教育課のほうから出向いていって、やっぱり丁寧なこの経過の説明をやっていただいたほうがいいと思うんですよ、保護者の方には。学校長経由ですと、ちょっとやっぱりワンクッション置いちゃうと、理解の仕方というか、捉え方が若干違ったりしてもまずいで、その辺はいかがですか、説明については。

学校教育課長 今回、PTA役員に説明していただいたのは学校長会を通して経緯を説明した中で、これは校長から説明しますという提案を受けて、お言葉に甘えさせていただきました。そのときに統一した内容で説明していただくように私どものほうでシナリオを作成して説明してもらいました。今後の説明につきましては、校長会と相談させていただきます。

以上です。

寺門委員 ぜひ学校教育課のほうで出向いていって説明を丁寧にやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

古川委員 これって年間約1,300万円、令和2年度の当初予算に上がってくるんでしょう。ですよ。そこで決定ですよ。2月にこれ周知しちゃって大丈夫なんですか。

学校教育課長 今回、市の方針として決定いただきましたので、今、必要額は参考までに申し上げましたけれども、財源の手当は当初予算の議決で決定されますが、方針ということで報告をさせていただいた次第です。

以上です。

委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。どうもご苦労さまでした。

休憩（午前10時43分）

再開（午前10時45分）

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第86号 那珂市公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課になります。課長の加藤です。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

議案書の163ページをごらんください。

議案第86号 那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

1、指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称及び所在地。

名称、那珂市総合保健福祉センター、所在地、那珂市菅谷 3198 番地。

2、指定管理者とする団体の名称及び所在地。

名称、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会、所在地、那珂市瓜連 321 番地。

3、指定の期間、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで。

提案理由といたしましては、那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和 2 年 3 月 31 日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお開き願います。

説明資料になります。

那珂市公の施設の指定管理者の指定についてということで、1 番から 3 番までは議案書のほうで申しあげましたので、4 番から、指定管理料年額 3,700 万円、5、公募をせず、当該団体を指定管理者とする理由として、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、引き続き那珂市社会福祉協議会を指定管理者として選定するものです。

参考といたしまして、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を載せてございます。同第 4 条第 1 項第 2 号の指定管理者による施設の管理が適切に行われ、当該指定期間の満了後、引き続き当該指定管理者に管理を行わせることが妥当と認めるときがございますので、引き続き社会福祉協議会を選定いたしました。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 現在の年間の指定管理料はいくらでしたか。

健康推進課長 年間 3,600 万円です。

古川委員 その 100 万円の増額の理由は何かありますか。

健康推進課長 まず、令和元年 10 月からの消費税が 8%から 10%の増額に伴い、保守管理委託料、修繕料等が増額になること。それから、現在修繕費が 200 万円となっておりますが、例年不足しております。そのため修繕費につきましては現行の 200 万円を 250 万円と増額を予定しております。それから、コピー機と印刷機を指定管理料の中でリースをしておるんですが、それぞれ再リースとなっており、ふぐあいが多く、修繕料で対応している状態のため、新規にリースをする予定となっております。それらを加味しまして 100 万円増額とさせていただきます。

古川委員 わかりました。

では、今の 100 万円増額とは別にして、社会福祉協議会でのいわゆる何ていうか、経営といいますか、運営といいますか、その辺の細かいところまでチェックというのはされているんですか。つまり例えばもっと経費削減できるものがあるんじゃないかとか、そういったところまで細かく見ているんですか。

健康推進課長 今まで社会福祉協議会で指定管理を行っているところですが、この指定管理料の現在 3,600 万円ですが、この中の経費につきましては、保守管理料、管理料、業者委託するものとか、光熱水費、電気料、水道料、下水道料等、管理費的なものがほぼですので、なかなか削減というものにつきましては、社会福祉協議会のほうで削減できるものはなかなかないというところがございます。

寺門委員 いつも指定管理者の交代のときに、違う業者じゃなくて今までどおりお願いしますねというときに、市のほうからは適切な管理をされていると判断したのでぜひ認めてくださいということなんですが、何をもって適切と判断したのか。その根拠が我々いつも示されないままに、いろいろ聞いて判断をして妥当だろうと、お任せしようということにはなるんですけれども。その辺は、例えば会社でいうと、いろんな経営指標のデータがありますよね。その辺は、市として指定管理者に委託していますので、この項目、重点、何項目かありますけれども、設定されているんだと思います。それを評価してちゃんとやっているね、じゃまた続けてねという判断をされたんだと思いますけれども、その辺の根拠というのは私ども議会にオープン、提出していただけないですか。これぜひともお願いしたいんですけれども、後ほどで結構なんです。ただ認めてくれと言われて、はいそうですかといってというわけには、古川委員も聞かれたように、どういう管理をしているんですか、使い道は何なんですかというところまで見ないと、はい、いいですよとは言えませんよね。市で判断しましたんでいいですよ、間違いありませんよということなんでしょうけれどもね。それはわかりますよ。だから、その辺をちょっと公表していただきたいですね。どうですか。

健康推進課長 こちら指定管理選定委員会という組織がございまして、そちらで決定をしておりますので、そちらの会議録等、議事録等、あと資料等は後でお示しできると思います。

委員長 じゃ、それよろしく願いいたします。

中崎委員 必要経費、要するに電気料とか下水道とか水道料というのは、指定管理者じゃなくたって、直接振り込めば済むことですよ。それから、今おっしゃったようにコピー機、ファクス、そういうもののもちろんリース、5年とかでやっていて、ふぐあいが出てきて新規に調達したいというときに、指定管理者があるとワンクッションあるわけですよ。例えば加藤課長がいやもうだめだと、じゃちょっとリコーを呼ぶとか、あるいはゼロックス呼ぶかと。キャノン呼ぶかと。見積もり出せよと。どっちが安い、こっちが安い。じゃ、おいすぐ持ってこいと。こういう管理が私はできるような気がするのね。こ

れ指定管理者がいたら、おそらく指定管理者へ言うんでしょう、ファクスが壊れたから予算の中でどうですかとかなんとかと。これはね、指定管理者はすごくこう一種のブームではやっていいようだけれども、管理しづらいところもある。私はそう思います。

これ直営でかえってやったぐらいのほうがスピーディーで、果たして 3,700 万円かかるのかなと。それなら課で持っている、課でその金を管理していたほうがいいんじゃないかなと。私はそういうふうに思いました。

委員長 いかがですか。

健康推進課長 指定管理ではなくて直営でできないかというご質問だと思いますが、本市としては、指定管理者制度の導入の方針というものがございまして、そこで那珂市総合保健福祉センターは指定管理者制度を検討する施設ということになっておりまして、そちらの方針のもと、指定管理を導入しているところでございます。

それから、指定管理者制度を導入せず直営で、今 2 名、指定管理者の方いらっしゃるんですけども、それを直営で雇用を市がする場合、令和 2 年度からは会計年度任用職員制度に移行するため、人件費が増額するということが予想されております。

以上のことをもって、現在は指定管理者制度の導入をしているところでございます。

委員長 それでは、そのほか質疑はございませんか。

(なし)

委員長 続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 86 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 86 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、那珂市いのちを支える自殺対策計画についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康推進課長 委員会資料の 13 ページから 14 ページ、それに続きます那珂市いのちを支える自殺対策計画の冊子をごらんいただきたいと思います。

まず、13 ページ、経緯でございます。

平成 28 年 4 月に国の改正自殺対策基本法が施行され、各市町村に生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画が義務づけられたため、今年度中に市自殺対策計画を策定します。

2、計画の方針でございます。

(1) 計画の名称、那珂市いのちを支える自殺対策計画。

(2) 計画の期間、2020年、令和2年度から2023年、令和5年度までの4カ年。

(3) 基本理念、自殺総合対策大綱に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を目指すため、いのちを支える自殺対策を総合的に推進する。

(4) 計画の基本認識、自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。年間自殺者数は減少傾向であるが、非常事態はまだまだ続いている。地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクルを通して推進する。

(5) 計画の見直し、おおむね5年としまして、次回見直し年度は2023年度を予定しております。

3、その他。

パブリックコメントの結果につきまして、ホームページへのアクセスが75件、意見、コメント等の提出人数及び数はゼロ件。

(2) としまして、教育厚生常任委員会への報告、本日でございます。

(3) 那珂市いのちを支える自殺対策計画の公表、令和2年3月を予定してございます。次のページをお開きください。

那珂市いのちを支える自殺対策計画（案）に対する意見を募集した結果についてでございます。

1、意見募集の概要。

(1) 意見募集期間、令和元年10月1日火曜から10月21日まで。

(2) 閲覧及び意見の募集方法は記載のとおりでございます。

(3) 閲覧等の概要は、ホームページのアクセス件数75件。

(4) (案)に対する意見、質問等はありませんでした。

続きまして、那珂市いのちを支える自殺対策計画の冊子をごらんください。

前回の教育厚生常任委員会で中間報告をさせていただきました内容と変更はございません。変更点は11ページになります。

11ページの体系図がございますが、体系図の基本施策と重点施策に(1)等の番号を入れ、位置を入れかえました。

それから、(5)計画の数値目標ですが、4行目に「本市において」の次から、「国の目標と同様令和8年までに30%以上の減少を目指しますが、本市の計画である」部分を追加させていただきました。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

寺門委員 ちょっと確認なんですけれども、これは閲覧が多分何カ所かでやられていますけれども、これって例えば人数のカウントとかしているんですか、ホームページ以外で。ただ置いておいて、見てくださいというあれでしたか。

健康推進課長 人数の確認、カウントはしておりません。

寺門委員 見た形跡があるかと、何人来たというのはちょっとわからないですね。見ているのはね。

健康推進課長 実際の人数はちょっとわかりません。

古川委員 前も言ったんですけれども、この自殺死亡率、これはゼロにはできないものなんですよね。

健康推進課長 当然ゼロになるのが理想でございますが、実際、現在平成 31 年の自殺者は那珂市で 6 名、10 月末時点で 6 名出ております。今年は少ないほうでございますが、これをゼロにするというのはまず不可能ということで、ちょっと目標ゼロというのは難しいというところでございます。

古川委員 実際には難しいのかもしれないけれども、私が言いたいのは、目標はゼロ、当然ゼロですよということなんですよね。でも、実際にはあるから、現状がこうだからここまで下げたいということなんだと思うんですけれども、それもわかるんですけれどもね。何か見ようによっては 15 ならよくやったみたいなことになって、そういうふうになっちゃうのは違うし。いいです、気持ちだけわかっていたらいい。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。執行部は入れかえをお願いいたします。ご苦労さまでした。

再開を 11 時 15 分といたします。

休憩 (午前 11 時 05 分)

再開 (午前 11 時 16 分)

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席しました。

議案第 72 号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の生田目です。ほか 2 名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書の 11 ページをお開き願います。

議案第 72 号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、引用する法令の条文番号を改正するもので

ございます。

次のページをお開きください。

今回の改正内容ですが、条例の第4章、災害援護資金の貸し付けの第15条第3項の条文を改めるものです。

引用する法令の条文番号の変更につきましては、13ページの中段以降に引用法令の新旧対照表を記載しておりますが、改正前の（令）第10条及び（令）第11条が政令から法に引き上げられまして、（法）第16条と（令）第12条が新たに規定されました。

（法）の第16条が新設されたことに伴いまして、償還金の支払いを猶予したり、災害援護資金の償還未済額の全部、もしくは一部の償還を免除するか否かの判断をするために必要があると認めるときは、収入、または資産の状況につきまして、災害援護資金の貸し付けを受けた者等に報告を求めることや官公署に対しまして必要な文書の閲覧、もしくは資料の提供を求めることができるようになりまして、償還の免除等の判断がしやすくなりました。

この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

説明は以上になります。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時19分）

再開（午前11時20分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の大森です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

なお、本日もご審議いただく条例は2本ございますが、どちらも関連性の深いものであるため、共通の資料として、用語の説明と平成27年当時の国で作成したパンフレットから抜粋したコピーでつくった資料を配らせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第73号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、その連携施設の確保の経過措置の延長等について改められたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものです。

次に、25ページをお願いいたします。

改正内容については、改正する条例の概要の資料をもとに説明させていただきます。

改正の理由については、ただいまご説明したとおりです。

改正本文についてです。

第5条第5項と第6条第2号については文言の整理です。

第6条第2項、第3項につきましては、保育所等との連携で代替保育の提供に係る連携施設については、小規模保育事業A型事業者等との連携も可能にする。

第6条第4項、第5項についても、保育所等との連携についてです。家庭的保育事業等は、ゼロ歳から2歳までの入所が基本になりますから、そこを卒園後の受け皿の提供を行う連携施設が必要だったわけですが、今回の改正によりまして、絶対に確保しなくてはならないというものではなくなりました。ただし、この場合には、企業主導型保育施設、または地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設のいずれかを確保することとするという条件がつきます。

次に、第16条第2項第4号は、食事の提供の特例が書いてあります。食事の提供ができる搬入施設について、従来の施設に加えて保育所、幼稚園、認定こども園等から既に調理を受託している事業者も可能となります。

第28条第7号及び第43条については文言の整理です。

第45条第2項は、連携施設に関する特例で、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業者のうち適当と認める者については、連携施設の確保を不要とします。

保育所型事業所内保育所というのは、用語集の真ん中ぐらいに載っております。定員が

20人以上のものであります。保育所の基準とほぼ同じです。

第47条第1項も文言の整理になります。

次に、26ページをお願いいたします。

附則第2条第1項は文言の整理。

第2条第2項につきましては、食事の提供の経過措置です。家庭的保育事業、これは保育ママとも言われるものですが、この自園調理の原則の適用を猶予とする経過措置期間を5年から10年に延長します。令和2年3月までとなっていたのですが、難しいということで、附則を改正し、10年に延長し、令和7年3月までということになりました。

経過措置の対象となった自園調理の原則とは、調理設備を設けなければならないという部分と、調理の委託や搬入をしない場合は調理員を置かなければならないとなっていた部分です。

第3条は、連携施設に関する経過措置です。ここには、文言の整理と連携施設の確保をしないことができる期間を5年から10年に変更するというものです。令和2年3月までとなっていたものを令和7年3月まで延長します。

改正条例附則ですが、公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年10月1日から適用するものといたします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 議案第79号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、利用者負担額の支払いを受ける保護者の範囲の限定、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、その連携施設の確保の経過措置の延長等について改められたことを踏まえ、本条例の全部を改正するものです。

改正内容につきましては、161 ページの概要を書いた資料にて説明させていただきます。

2 番の主な改正内容と書かれているところから説明いたします。

(1) は文言の整理についてです。子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、「支給認定」を「教育・保育給付認定」と、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」と改正します。

(2) は利用者負担額等の受領、第 13 条関係です。食事の提供に要する費用の取り扱いについて、教育・保育給付認定保護者から法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用及び同項第 2 号に掲げる小学校前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とする。ただし、市民税所得割額が一定の基準額未満の世帯や小学校 3 年生までの子どもが 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の副食の提供に要する費用は対象外とする。

これらを短く言いますと、今まで条例には保護者から実費徴収できるものとして主食、つまり御飯の部分です、このことしか書いてありませんでした。というのも副食費、おかずの部分については保育料に含まれていたためです。これが 10 月からの無償化に伴いまして、保育料は無償になっても副食費部分は残りますということです。改めて条文中に「実費徴収できるもの」と明文化されたということです。

また、所得の低い世帯や多子世帯の第 3 子以降の子の副食費は無料ですという内容が書かれているものです。

次に、(3) 特定教育・保育施設等の連携、第 42 条関係。(4) 連携施設に関する経過措置、附則第 4 条ですが、これは、先ほど議案第 73 号で説明した内容と同じになります。ここでは地域型保育事業という呼び方になっていますが、家庭的保育事業等と同じことで、呼び方が違うだけです。

では、読み上げます。

(3) 特定教育施設等との連携、第 42 条関係。特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認めるときは、小規模保育事業 A 型事業者等との連携も可能とする。特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿の提供を行う連

携施設の確保を不要とする。この場合において、特定地域型保育事業者は、入所定員が20人以上である企業主導型保育施設、または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設のいずれかを確保することとする。満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業者のうち適当と認める者については、連携施設の確保を不要とする。

(4) 連携施設に関する経過措置、附則第4条関係です。連携施設の確保が困難であると認められる場合、連携施設の確保をしないことができる期間を5年から10年に延長する。

3、施行期日ですが、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。10月1日というのは、無償化の始まった期日です。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 常任委員会資料11ページをお願いいたします。

第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画の策定について説明させていただきます。

現在策定途中で、本日は中間報告ということのご報告になります。

計画の期間ですが、令和2年度から令和6年度、基本理念は、「子どもをギュッとだきしめて歩きはじめよう」ということで、これは前回の第1期計画での基本理念を踏襲したものです。少子化やそれに伴う子供を取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子供たちにしっかり向き合いながら、子供たちが元気でにぎわいのあるまちを生み出し、子供の育ちと子育ての喜びが実感できることを目指します。

計画の性質は、子ども・子育て支援事業推進の基本目標と施策を明らかにするとともに、教育・保育の量の提供体制の整備を進めるための方策を定め、子ども・子育て支援施策

の総合的な推進を図るものです。

計画の見直しについてですが、5年ごとで、次回の見直しは令和6年度になります。

策定体制については、那珂市子ども・子育て会議及び職員で構成するワーキング委員会で行っております。

今後の予定としましては、教育厚生常任委員会への中間報告を12月に、きょうのことです。そして、庁議を1月初めに行いまして、その後、パブリックコメントを行い、その結果を庁議、または部長会議にかけ、3月には教育厚生常任委員会の皆様へ報告して公表という流れになります。

次に、12ページをお願いいたします。

計画の主な内容を載せております。お手元には計画（案）があるかと存じます。あわせてごらんいただけたらと思います。

第1章は、計画の概要としまして、計画書の1ページから4ページまでです。計画の背景と目的、位置づけ、計画の期間、新制度における事業の概要、策定体制などを載せております。

第2章は、那珂市の現状としまして、5ページから13ページです。子育て家庭を取り巻く環境、ニーズ調査の結果の主なもの、保育所・幼稚園等の状況について載せております。

第3章は、計画の基本的考え方です。14ページから15ページです。14ページには、先ほど申し上げました基本理念を掲げ、15ページには基本目標として、1、安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、2、子どもが元気に成長できるまちづくり、3、地域社会全体が子育てを支えるまちづくりを掲げてあります。この3つの基本目標を柱に子育ての計画を立てることとし、この具体的な内容は第5章の次世代育成支援対策行動計画にもつながっていきます。

第4章は、子ども・子育て支援事業計画で、16ページから29ページになります。

まず、16ページですが、子ども・子育て支援事業計画は、今後の量の見込みを推測し、各事業の枠について必要な量の確保の方策を定めるというものです。1つは、教育・保育に関する量の見込みとして、幼稚園や保育所が今後どのくらいの利用定員数が必要になってくるかの見込みを出したものです。もう一つは、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて。そこに載せてありますように国で定める13事業について載せてあります。

教育・保育の量の見込みにつきましては、18ページです。幼稚園、認定こども園、保育所の量の見込み、それに対する確保方策を載せております。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策につきましては、19ページから29ページです。先ほども申し上げました国で定める13事業の量の見込みとそれに対する確保方策を載せております。

第5章は、次世代育成支援の取り組み事業で、30ページから46ページまで。基本目標の3つを柱に各課で取り組んでいる子育て支援に関する事業について載せております。

第6章は計画の推進で、推進と進行管理について載せております。

なお、最後に資料集として用語の説明等を入れていく考えでおります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時39分）

再開（午前11時40分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第84号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

議案第84号 令和元年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金 237万1,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金 320万1,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金 148万2,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金 148万2,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 300万9,000円。

続きまして、5ページをごらんください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

2款保険給付費、2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費 835万6,000

円、2目高額医療合算介護サービス費 318万9,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

古川委員 すみません、5ページの高額介護サービス事業とその次の高額医療合算介護サービス費の違いがよくわからないんですが、ちょっと教えてもらっていいですか。

介護長寿課長 高額介護サービスのほうは、介護サービスを利用して支払いました利用料、1割から3割該当している方がいるかと思うんですが、こちら限度額を超えたときに超えた分を給付することによって利用者の負担の軽減を図る制度になっております。

次に、高額医療合算介護サービス費、こちらは同一世帯内で医療と介護の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に、超えた部分を高額医療合算介護サービス費として支給しまして、世帯の負担軽減を図る制度になっております。

以上でございます。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑ございませんようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

介護長寿課長 すみません、お時間をいただきまして、介護長寿課より追加補正のご報告をさせていただきます。

令和2年6月からのマイナンバーによります情報連携に係るシステム改修につきまして、当初予算の計上を予定しておりましたが、今回、厚生労働省のほうから平成30年度の繰越金を活用しての追加協議の案内がございました。平成30年度の繰越金を活用ということですので、来年、令和2年の3月いっぱいまでが事業完了ということで、これから3月補正での計上ではちょっと間に合わない、ちょっと大変ということですので、今回追加補正を計上いたします予定でございます。

19日の全員協議会の際に説明のほうがある予定です。

以上でございます。

委員長 今回の説明で皆さん、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 以上、介護長寿課からの報告ということで承ります。

それでは、介護長寿課のほうは以上でよろしいですね。

では、暫時休憩いたします。執行部は入れかえをお願いいたします。ご苦労さまです。

休憩（午前 11 時 45 分）

再開（午前 11 時 46 分）

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第 81 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の先崎です。ほか 2 名が出席しております。よろしく申し上げます。

では、着座にて失礼します。

国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算書の 1 ページをごらんください。

議案第 81 号 令和元年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）になります。

4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目社会保障税番号制度システム整備費補助金 143 万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 20 万円。

次のページになります。

歳出になります。

同じく款項目、補正額の順でご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 163 万円。こちらの 163 万円の内訳でございしますが、職員人件費として 20 万、国民健康保険事務費として 143 万ございします。こちらの 143 万円の内容ですが、委託料でございまして、マイナンバーカードへの保険証機能が導入されると。その準備のために、現在加入しております国保の加入者の番号があるんですが、こちらが 6 桁から 8 桁へ変更するためのシステムの改修費でございします。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中崎委員 すみません、マイナンバーカードに保険証機能が追加されるということによろしいんですか。

保険課長 国の目標としましては、2021年3月からマイナンバーカードへ保険証の機能を入れ込んで、これは国保ばかりじゃないんですが、日本国全体で、当然、社会保険もございます。それで、マイナンバーがご承知のように今なかなか普及率が向上しておりません。国も国策を挙げてやっておりますので、保険証は国民が必ず持っている。ですから、そこの中に保険証機能を入れて、マイナンバーカードで受診が可能なようなことにする。そのためにはいろいろシステムをいじらなければならないということですので、とりあえずその前段の準備としてのシステム改修になります。

以上です。

古川委員 先ほど介護長寿課から、今度追加議案で。国の補助2分の1と言いましたか。そうすると、これは、こちらは国保は10分の10なんですか。

保険課長 ただいまのあれですが、国民健康保険につきましては事業費10分の10の補助で、全額国庫補助でございます。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで執行部に関する案件は終了いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

休憩(午前11時50分)

再開(午前11時51分)

委員長 再開いたします。

続きまして、調査事項についてを議題といたします。

今年度、教育厚生常任委員会では、教育環境の現状把握をテーマに旧本米崎小学校を活用した学童保育事業、4月に開園したひまわり幼稚園の特色ある取り組み、小中学校に設置されたエアコンの状況などを視察し、研究を重ねてまいりました。

それらの視察を通して確認した内容を報告書という形でまとめましたので、本日、皆様に報告書（案）をお配りしております。

私のほうから内容を説明いたします。読み上げさせていただきます。

那珂市議会議長、君嶋寿男殿。

教育厚生常任委員会委員長、筒井かよ子。

教育厚生常任委員会調査報告書（案）。

教育厚生常任委員会では、今年度、教育環境の現状把握をテーマに掲げ、市内の教育現場において、子供たちを取り巻く環境がどのように整備されているか、その現状把握を行うことを目的として調査研究を進めてまいりました。

このたび調査を完了しましたので、結果について以下のとおり報告いたします。

視察先及び視察日。

- 1、学童保育園子コロコロ本米崎クラブ、令和元年5月9日。
- 2、那珂市立ひまわり幼稚園、令和元年7月18日、10月9日。
- 3、那珂市立菅谷小学校、令和元年7月18日。那珂市立五台小学校、令和元年7月18日。

- 1、学童保育子コロコロ本米崎クラブ。

NPO法人虹のポケットが運営しており、自然に恵まれ広々とした環境の中で、きめ細やかな学童保育事業が展開されていることが認識できました。私たちが訪問した時間帯には、まだ数名の子供しか帰ってきておりませんでした。食事の面や保育の状況などをかいま見ることができました。

まだオープンして間もないこともあり、現在は常勤職員3名、児童20名とのことでしたが、将来的には180名の受け入れを目指しているそうです。基本的には那珂市内のお子さんを預かることを考えており、給食、送迎、延長時間など、ここに預けることの付加価値を示していくことで、自然に評価されるものと思いき、地道に活動していくことを目指しているそうです。お祭りなどを通して地域の方との直接的な交流により、子供たちにとって第二のふるさとになるよう、地域活性化の原動力になりたいと願っていますとのお話でした。

- 2、那珂市立ひまわり幼稚園。

市内5幼稚園が廃園となり、新たにひまわり幼稚園が開園しました。149名の園児が集い、設備、保育体制など充実した環境の中で伸び伸びと園の生活が送れることに大いに期待いたします。

保幼少の連携、英語で遊ぼう、食育の推進、運動能力を育てるなど、特色ある教育方針に沿って、園児が生き生きと目を輝かせていました。特に運動能力を育てる面では、体操のお兄さんの指導に見入ってしまいました。きっと楽しく能力が引き出せるのではないのでしょうか。専属のALTが常駐し、日常の中で自然に英語に親しめる環境は、これ

からの世代には必須であり、大変重要であると思います。さらに、園児と一緒に給食をいただきましたが、みんなお行儀よく、きれいに完食していました。

3、那珂市立菅谷小学校、那珂市立五台小学校。

エアコンの設置状況について視察しましたところ、全教室に設置されたことで、教師も生徒も快適な状況で勉強ができることを大変喜んでいました。また、仕切りのないオープン教室となっていた状況がエアコンを設置するために壁が取り付けられ、落ちついた授業が受けられるようになったこともあわせて利点となりました。

今読み上げましたが、こちらの報告書の中で、もし皆さんの意見として、ここがこうしたらとか、修正箇所等ありましたらお願いできればと思います。

古川委員 この報告書、基本は委員長がおつくりになったんですね。

委員長 そうでございます。

古川委員 委員長らしい、女性らしい、非常にソフトな書き方だなと思っております。ご苦労さまでした。

1つだけちょっとあえてどうなんだろうと思うのは、現状把握を行うことが目的だったのかなという気がするんです。というのは、現状把握をした上で、市に対しての要望だったりとか意見だったりとか、こうしたほうがいいんじゃないかというところが目的ではないのかなという気がするのね。だから、報告の中でこうでした、ああでした、こんなこと言っていましたというのはいいんですが、それは現状の把握という意味でね。その上で、何ていうんですか、こうすべきだとか、もっとやってくれとか、というところの結論みたいなものがあつたほうがよろしくないかなというのをちょっと思ったんですが。

委員長 確かに。

古川委員のほうからおっしゃっていただきました意見を伺いまして、なるほどそうかと思いました。今ここにまとめましたものに加えて、さらにこういうことをしたほうがいいんじゃないかとか、今後こういうふうにするべきではないかとか、そういった意見をつけ加えさせていただきます。

古川委員 決してその、何か別に要望とか意見とか、不満とか、そういったものがなければ、非常にいい環境のもとでできているという結論でもいいと思うんですよ。

委員長 古川委員からのご意見をもとに再度、正副委員長でちょっと話し合いまして、もしこんなふうにあつたほうがいいんじゃないかとか、率直に意見を述べていただければありがたいですが、いかがでしょうか。

小泉委員 このひまわり幼稚園に関していえば、やっぱり5園が廃園になって一つになったところで、遠くなったとかいろいろなご意見はあるところかなというふうに思います。ただ、まさしく我々が見てきたこの体操のお兄さんとかALTというものは、特にALTが常駐しているということは、これは1つに合併したんで常駐することができるようになったというような1つの成果かなというふうに私は思いました。

委員長 そのほかございませんでしょうか。遠慮なくおっしゃってください。

(なし)

委員長 では、今の意見を参考にいたしまして、再度、正副委員長でちょっと相談をしまして、さらによいものにできるように……

(複数の発言あり)

委員長 一言つけ加えてあったほうがよいですね。

それでは、ちょっとつけ加えるか、それほど削除するところはないかと思うんですが、つけ加えさせていただいて、これいつまでに出したほうがいいですか。

(複数の発言あり)

委員長 それでは、少し整えて皆さんにお示ししたいと思います。

それでは、きょうは全て審議のほうも終わりました、皆さんのご協力いただきまして、無事、教育厚生常任委員会を終了することができました。ご苦労さまでございました。

閉会 (午後0時02分)

令和2年2月12日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子